

## 性暴力被害者の支援を行う NPO を設立・運営して

望月晶子

### I はじめにーレイプクライシスセンターTSUBOMIとは

私達NPO法人レイプクライシスセンターTSUBOMI（以下「TSUBOMI」といいます）は、2012年2月1日から、性暴力<sup>1</sup>被害者を支援する活動を行っています（NPO法人認可は2012年8月14日）。

具体的には、電話相談を月曜日から金曜日と第3土曜日の14時から17時に、メール相談を週2回の返信、面接相談を必要に応じ行っており、被害者同士の交流会をこれまでに7回開催しました。その詳細などについては、IVないしVIで詳述します。

### II 性暴力に特化した支援センターの必要性

私達が活動を開始した2012年2月1日時点では、性被害に限らない、全般的な犯罪の被害にあわれた方の支援を行う犯罪被害者支援センター（民営）は、各都道府県に1つずつはありましたが、性暴力被害者専門の相談や支援機関は、東京・強姦救援センター、大阪の性暴力救援センターSACHICO、強姦救援センター沖縄REIKOの3つくらいしかなかったと思われます。

全国にすでに犯罪被害者支援センターがあっても、さらに、性被害に特化した支援センターを作る必要はあるのか？という問いに対する、我々の仲間のユニークで分かりやすい説明が、「頭髪が薄いことを恥ずかしいと思っている人は、床屋ではなかなか相談をすることはできないけれど、かつら専門店に行けば、何も言わなくても『お悩みなんですね』と分かってもらえる安心感」、というものです。ひとくりに「犯罪被害」と言っても、殺人事件や交通事故の遺族などとは異なり、性犯罪の被害者は、事件について話すことで自身が受けた被害を再体験したり、羞恥心や自責の念にひどく苦しめられるので、「性的な被害にあった」と口にすることすら大きな負担だったりするのです。

とはいえ、TSUBOMIを開始する時には、私自身、ニーズについて自信は持てていませんでした。しかし、実際に支援活動を開始して、3年で1,000件以上の電話相談をいただき、現在は必要性を実感しています。

### III Tsubomi 設立に至る経緯

なぜ、どのようにして、TSUBOMI設立に至ったのか、以下に説明します。

私は、2000年に弁護士登録して以降、犯罪被害者全般の支援活動に力を入れてきました。その中で、女性弁護士であるということで、強姦、強制わいせつ、ちかん他の性暴力被害者からの依頼が多く、支援の経験を積む中で実感していったのが、性犯罪の被害